

北海道大麻取扱指導方針

第1 趣旨

この方針は、大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づき、大麻の適正な取扱い等についての必要な事項を定めることにより、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 定義

この方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 法 大麻取締法（昭和23年法律第124号）をいう。
- 2 細則 大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）をいう。
- 3 大麻取扱者、大麻栽培者及び大麻研究者 法第2条に規定する者をいう。

第3 構成

この方針は、次の基準及び要領から成る。

- 1 大麻取扱者免許申請審査基準（別記1）
- 2 大麻取扱者指導要領（別記2）
- 3 大麻取扱者免許取消処分基準（別記3）

第4 実地調査等

免許申請等の審査や大麻取扱施設等の監視指導に当たっては、必要に応じ、法第21条に規定する職員が、栽培地、研究施設等を調査し、上記第3の審査基準、指導要領又は取消処分基準の適合状況を確認するものとする。

第5 薬事審議会への諮問

本方針によるほか、保健衛生上の危害防止の見地から必要と思われる場合には、北海道地方薬事審議会の意見を聞くことができる。

(附則)

この方針は平成14年12月27日から施行する。

(附則)

この方針は平成29年4月3日から施行する。

(附則)

- 1 この方針は平成31年1月1日から施行し、平成31年1月1日以降に免許の交付を受ける者から適用する。
- 2 平成30年12月31日において現に大麻取扱者免許の付与を受けていた者については、平成31年12月31日までは、改正後の方針にかかわらず、なお、従前の例による。

大麻取扱者免許申請審査基準

第1 基本的考え方

大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正栽培や不正取引等を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。(平成11年1月14日付け厚生省医薬安全局麻薬課長通知を参照)

第2 大麻栽培者免許審査基準について

1 人的要件

- (1) 申請者は次のア及びイに定める者でなければならない。
 - ア 法第5条第2項に規定する欠格事項に該当しない者
 - イ 大麻に関する正しい知識を持ち、栽培者として必要な経営的かつ技術的な能力を有する者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。
 - ア 法第18条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
 - イ 罰金の刑に処せられた後、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
 - ウ ア又はイに該当する者を除くほか、大麻取締法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者
 - エ 心身の障害により大麻栽培者の業務を適正に行うことができない者
 - オ 業務を行う役員のうち法第5条第2項に規定する欠格事項に該当する者又は(2)のアからエまでのいずれかに該当する者がある法人
- (3) (1)及び(2)の判断については北海道地方薬事審議会に意見を求めることができる。

2 目的要件

大麻の栽培目的に、十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、次の(1)から(3)の全てを満たす場合をいう。

- (1) 国民生活にとって必要不可欠なものなどの社会的有用性が認められること。
- (2) 業として繊維若しくは種子を採取することを目的としており、個人の趣味又は嗜好によるものでないこと。
- (3) 栽培地が所在する市町村の取組において位置づけられているものであること。

3 栽培地等要件

- (1) 申請者は、栽培地について大麻を栽培するための正当な権原を有すること。
- (2) 栽培地は、申請者自らが実地に管理できる場所であること。
- (3) 栽培地は道路から容易に見通せない等人目につかない場所であって、敷地境界線から十分に離れ、第三者が容易に近づくことができないよう設備が設けられた場所であること。
- (4) 栽培地はその面積が栽培目的に照らして妥当なものであること。
- (5) 栽培に伴う施設等には、盗難防止の措置が講じられていること。
- (6) 大麻の種子は、入手経路が明らかなものであり、保健衛生上の危害を与えるおそれのないものであること。

なお、専用の鍵をかけた堅固な設備内に保管することとし、この場合の設備は持ち運びで

きるものではないこと。

4 栽培管理要件

- (1) 大麻草を目的以外に使用することのないよう、適正な管理ができる体制が整備されていること。
- (2) 栽培関係者以外の第三者を不必要に栽培地等に立ち入らせないようにするための規則等が整備されていること。
- (3) 成熟した茎、繊維及び種子以外のものは、速やかに焼却又は埋没により完全に処分できる体制が整備されていること。

5 申請に必要な書類

- (1) 細則第3条に規定する申請書（別記第1号様式）
- (2) 法第5条第2項第1号に該当するかどうかに関する医師の診断書
- (3) 申請者の履歴書（法人にあっては、登記簿の謄本）
- (4) 大麻の栽培の目的及び計画並びに大麻の利用及び処分の方法を記載した書類
- (5) 大麻の盗取又は紛失を防止するために講ずる措置を記載した書類
- (6) 栽培地の区域を明らかにした図面
- (7) 栽培地を中心とした附近の見取図
- (8) 大麻草、大麻草の種子、繊維等を保管する設備の概要図
- (9) 栽培に使用する大麻草の種子の入手方法及び当該種子のテトラヒドロカンナビノールの含有量を明らかにした書類
- (10) 栽培地の土地の登記簿の謄本（栽培地が自己所有の場合）
- (11) 栽培地の土地を使用する権原を有することを証する書類（栽培地が借地の場合）
- (12) 大麻の栽培が栽培地が所在する市町村の施策に関するものであることを証する当該市町村の長の証明書
- (13) その他知事が必要とする書類

第3 大麻研究者免許審査基準について

1 人的要件

- (1) 申請者は次のア及びイに定める者でなければならない。
 - ア 法第5条第2項に定める欠格事項に該当しない者
 - イ 国又は地方公共団体等が設置する研究施設等に勤務する者
- (2) 申請者が、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。
 - ア 法第18条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
 - イ 罰金の刑に処せられた後、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
 - ウ ア又はイに該当する者を除くほか、大麻取締法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者
 - エ 心身の障害により大麻研究者の業務を適正に行うことができない者

2 目的要件

大麻の研究目的に十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻研究が、国民生活にとって必要不可欠であるなどの社会的有用性が認められる場合であり、次の(1)から(3)の全てを満たす場合をいう。

- (1) 業務として研究を行うものであって、学術研究上又は業務上、十分な合理性があること。
- (2) 研究目的は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探知犬の訓練等を行う場合
 - イ 医学、薬学、化学、農学その他の学術研究又は試験検査を行う場合
- (3) 大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用するものであって、個人の趣味・嗜好によるものでないこと。

3 物的要件

- (1) 研究施設や栽培地等には盗難防止の措置が講じられていること。
- (2) 大麻草を栽培する場合にあっては、研究者自らが実地に管理できる場所に栽培地が確保されていること。

4 申請に必要な書類

- (1) 細則第3条に規定する申請書（別記第1号様式）
- (2) 法第5条第2項第1号に該当するかどうかに関する医師の診断書
- (3) 申請者の履歴書
- (4) 研究目的及び研究計画等を明らかにした書類
- (5) 大麻の盗取又は紛失を防止するために講ずる措置を記載した書類

【大麻草を栽培する場合】

- (6) 栽培地の区域を明らかにした図面
- (7) 栽培地を中心とした附近の見取図
- (8) 大麻草、大麻草の種子、繊維等を保管する設備の概要図
- (9) その他知事が必要とする書類

第4 国通知

免許の審査に当たっては、この審査基準によるほか、大麻取扱者免許に関する厚生労働省通知を踏まえ審査する。

- 1 麻薬等関係質疑応答集（平成21年3月厚生労働省監視指導・麻薬対策課作成）
- 2 平成11年1月14日医薬麻第35号厚生省医薬安全局麻薬課長通知「大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決」
- 3 平成13年3月13日医薬監麻発第294号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に係る疑義について」
- 4 平成13年4月4日医薬監麻発第0404024号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に係る疑義について」
- 5 平成13年4月19日医薬監麻発第482号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 6 平成14年5月30日医薬監麻発第0530004号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者に係る疑義について」
- 7 平成14年7月11日医薬監麻発第0711002号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 8 平成24年5月25日薬食監麻発0525第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に係る疑義について」
- 9 平成25年3月13日薬食監麻発0313第9号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」

- 10 平成25年4月8日薬食監麻発0408第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 11 平成25年7月30日薬食監麻発0730第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 12 平成25年8月19日薬食監麻発0819第5号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 13 平成26年4月2日薬食監麻発0407第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 14 平成27年2月27日薬食監麻発0227第3号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 15 平成28年6月24日薬生監麻発0624第32号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 16 平成28年6月24日薬生監麻発0624第35号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 17 平成28年8月15日薬生監麻発0815第5号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 18 平成29年1月5日薬生監麻発0105第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 19 平成29年3月16日薬生監麻発0316第32号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻栽培者免許に関する疑義について」
- 20 平成29年8月16日薬生監麻発0816第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「大麻取扱者に対する監視指導について」

大麻取扱者指導要領

法に基づく大麻取扱者に対する指導事項は、次のとおりとする。ただし、大麻研究者にあつては、第1及び第2の1の規定は適用しない。

第1 栽培に使用する種子の限定

大麻を栽培するために用いる種子は、テトラヒドロカンナビノール（THC）含有量が少ない品種のものが用いられていること。

第2 大麻草の種子の譲渡

- 1 収穫後の種子は、発芽不能処理（原則として被処理体のいずれの部分にあつても最低90℃に加熱し、かつ、同温以上に最低1時間保つて熱処理をするものとする。）を施したものの以外を、他人に譲り渡していないこと。ただし、道内の大麻取扱者に譲り渡す場合はこの限りではない。
- 2 大麻草の種子を譲り渡す場合には、細則第6条の2の規定に基づき、あらかじめ知事に届出されていること。

第3 盗難等防止措置

- 1 栽培地の周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう堅固な柵等が設けられていること。
- 2 大麻及び大麻草の種子は、専用の鍵のかかる堅固な保管設備内で他のものと区別して保管されていること。
なお、保管設備は、大麻取扱者が常に管理でき、異変が生じたときには大麻取扱者自らが直ちに対応できる場所に設置されており、持ち運びができないものになっていること。
- 3 栽培関係者以外の者を栽培地等に立ち入らせていないこと。

第4 大麻の処理

- 1 大麻草を抜き取った後の繊維及び種子以外の物については、速やかに焼却又は埋没を行うなど悪用されることのないよう適切に処理されていること。
なお、種子等を採取する目的で、やむを得ず大麻を保管する必要がある場合には、栽培地内の鍵のかかる堅固な保管設備において保管されていること。
- 2 大麻を栽培地外に持ち出そうとする場合には、細則第8条の規定に基づき、あらかじめ知事の許可を得ていること。
- 3 免許の有効期間が満了し新たに免許を受けない場合又は免許の取消処分を受けた場合には、所有する大麻及び大麻草の種子については、速やかに焼却又は埋没を行うなど悪用されることのないよう適切に処理されていること。

第5 栽培の記録・報告等

- 1 栽培に当たっては、細則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、大麻の栽培状況及び所有する大麻草の種子の重量が記録されているとともに、最終の記録の日から2年間保存されていること。
- 2 栽培（研究）の目的、計画、利用方法及び処分方法を変更する場合には、細則第7条の2の規定に基づき、あらかじめ知事に届出されていること。
- 3 当該年分の大麻栽培者（又は研究者）実績については、細則第10条第1項（又は第2項）の規定に基づき、翌年1月30日までに、知事に報告書が提出されていること。

第6 事故発生時の措置

大麻の盗取又は紛失等の事故が発生したときは、細則第7条の3の規定に基づき、速やかにその状況を栽培地を所轄する保健所に届出されていること。

大麻取扱者免許取消処分基準

第1 目的

法第18条に規定する処分（以下「取消処分」という。）に関し、その取消処分の対象となる行為を定めることを目的とする。

第2 取消処分の対象となる行為

大麻取扱者が、次のいずれかに該当したときに、取消処分を行うものとする。

- 1 大麻取扱者が、法に規定される犯罪、又はその業務に関する犯罪を行ったと認められたとき
- 2 大麻取扱者が行った法第5条第1項に規定する免許申請の内容が、虚偽である等明らかに事実と異なる内容があったとき
- 3 大麻取扱者が、大麻取扱者免許に付された条件に違反したとき
- 4 その他、大麻の濫用等保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとき

第3 取消処分の手続き

取消処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、手続きを行う。